

費用の一部を助成します

住宅をバリアフリーに

市は、住宅などをバリアフリー化(改造)する場合、費用の一部を助成しています。

対象となる工事は下記のとおりです。ただし、来年3月31日までに完了するものに限りま

す。予定額に達し次第、締め切りますので申請はお早めにお願

既存住宅の改造

60歳以上の人(※介護保険の要介護・要支援認定者を除く)

と同居している世帯が、既存住宅を高齢者などに配慮した住宅に改造する場合、助成対象工事費の3分の1(上限33万3000円)を助成します。

ただし、浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の中から3カ所以上を改造

固定資産税の減額があります

認定長期優良住宅の新築

市は、平成21年6月4日から24年3月31日までに、認定長期優良住宅(耐震性、耐久性、省エネなどに優れた住宅)を新築した場合、申告によりその住宅に対する固定資産税を減額しま

す。問合せは資産税グループ(0798・35・3273)、塩瀬・山口地区は塩瀬センター内の税務管理グループ(0797・61・0048)へ。

普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅▽住宅部分の床面積が50平方メートル(戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル)280平方メートルの住宅▽住宅部分と住宅以外の部分がある場合(併用住宅等)、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である住宅

【減額内容】新たに固定資産税が課税されることになった年度から5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年度分)に限り、120平方メートルの部分について固定資産税を2分の1に減額 ※長期優良住宅の軽減措置は新築住宅の軽減措置に代えて適用されます

【提出書類】次の書類を住宅を新築した翌年1月31日までに提出を▽認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書▽長期優良住宅の認定通知書等の写し

分譲マンション共用部分の改造

平成14年9月30日以前に建設された1棟21戸以上の分譲マンション(5年9月30日以前に建設されたマンションの場合は1棟51戸以上)の管理組合が、分譲マンションの共用部分を高齢者などに配慮した改造工事を行う場合、助成対象工事費の3分の1(上限33万3000円)を助成します。

【工事例】外部出入口や廊下などへのスロープ・手すりの設置、床面のフンスリップ化など

【申請先】住宅政策グループ(0798・35・3761)へ



市から

平成22年度介護保険料 鳴尾支所で個別説明会

市は、65歳以上の被保険者の皆さんに6月中旬に送付した「平成22年度介護保険料決定通知書」にかかる個別説明会を鳴尾支所で開催します。決定通知書の内容説明や保険料の納付相談などを行います。同通知書を持参のうえお越しください。

【日時】6月30日の午前10時〜正午、午後1時〜4時

【申請先】住宅政策グループ(0798・35・3761)へ

児童扶養手当の一部支給停止

児童扶養手当は、支給開始から5年を経過した時などに、対象月から半額が支給停止になるため、対象者に個別通知しています。6月30日までに「一部支給停止適用除外事由届出書」等を提出してください。

提出がない場合、平成22年8月以降について、手当が減額されます。

【日時】6月30日の午前10時〜正午、午後1時〜4時

【申請先】住宅政策グループ(0798・35・3761)へ

国勢調査にご協力を

今年が国勢調査の年です。同調査は、人口・世帯など最も基本的な統計調査になります。調査結果は社会福祉、環境、教育、住宅など、これからの国づくりに生かされます。

9月下旬から調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

問合せは国勢調査西宮市実施本部(0798・35・3355)へ。

子ども手当の「現況届」

平成22年3月に児童手当を受給し、現在子ども手当を受給している人に、更新のための「現況届」を6月上旬に送付しました。

この現況届の提出期限は6月30日です。現況届が提出されない場合、手当の10月支給が一時的に止められます。

問合せは子ども手当グループ(0798・35・3189)へ。

特定疾患医療受給者証 更新申請を受付

市は、「特定疾患医療受給者証」の更新申請を、7月1日から9月30日まで保健所健康増進課(0798・35・3110)へ

33・0110)甲子園警察署(0798・41・0110)へ

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ

官公署から

夏はチカンにご注意 次の点にご注意を▽①夜道の一人歩きを避け、周囲にも気を配る、②露出を抑えた服装を、③防犯ブザーの活用を、④万一被害にあったら大声で助けを呼ぶ。問合せは西宮警察署(0798・9・1528)へ

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ

ゴルフ場利用税は県や市町の貴重な財源です

ゴルフ場利用税は、収入の7割がゴルフ場の所在する市町の地域振興に役立てられています。問合せは県西宮県税事務所(0798・39・1528)へ

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ

その他

創業塾を開催 7月17日(8月7日の土曜)、8月22日の午前10時から西宮商工会館で。事業計画作成を通じて創業に必要な知識を学びます。対象は市内で創業を目指している人。受講料5000円。定員40人。申込

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ

【申請先】子ども手当グループ(0798・35・3189)へ